

令和8年度第2回旭川市 GX 懇談会 会議録

日 時	令和8年8月3日（月）午後6時30分～午後7時30分	
場 所	旭川市総合庁舎7階 大会議室B（旭川市7条通9丁目）	
出席者	参加者	7人 加藤氏、須田氏、寺島氏、三本氏、古澤氏、宮本氏 （オブザーバー 山岸氏）
	外部 関係者	なし
	事務局	2人 経済部（安富 GX 担当課長、堺井）
会議の公開・ 非公開の別	公開	
傍聴者	なし	
議 事	1 開会 2 議題 （仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する条例について 3 意見交換等 4 その他 5 閉会	
会議資料	<配付資料> ・資料1（仮称）旭川市再生可能エネルギーの設置等に関する条例について	

	・資料２ 意見提出手続により寄せられた御意見と旭川市の考え方 ・資料３ 企業版ふるさと納税のお知らせ ・参考資料 旭川市 GX 懇談会参加者名簿	
議事内容等	発言者	発言の要旨
1 開会	事務局	開会挨拶
2 議題	説明者	(資料について説明)
3 意見交換等	進行役	議題について意見等はあるか。
	参加者	事業実施を認める事業者の条件などはあるか。 リサイクルや廃棄の基準を定めなくてよいか。
	説明者	条件や基準は法令で定めており、それに従うことになる。
	参加者	ガイドラインで定められた事業変更届はどのような場合に使用するのか。
	説明者	事業譲渡や合併など事業主体が変わる場合に使用する。
	参加者	設備に関して再エネに関する新しい製品がどんどんでてくるが、例えば事業者が当初の製品から変更する場合、把握できるか。
	説明者	事業者から本市に年度毎に提出される事業報告書を通じて把握する。
	進行役	事務局から意見を求められている手続の中の許可制、届出制について意見をいただきたい。
	参加者	事業者や事業内容を十分に審査できるよう許可制にすべき。

	参加者	全国の多くの自治体で条例が制定され、当初は調和型が多かったものの、現在、様々な問題から規制型が多くなりつつあるという状況からすると、許可制がよい。 条例の名称であるが、廃棄まで規制することを明確にするため、「設置等に関する～」ではなく「設置、維持管理に関する～」とすべき。
	進行役	条例違反への対応として罰則を設けるべきか否かについて意見をいただきたい。
	事務局	地方自治法第14条第3項は「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」として上限を定めている。
	参加者	効果が低いとしても、事業者への意識付けとして、罰則を設けるべき。
	参加者	地方自治法が定める上限からすると、罰則の違法・不当な抑制効果は少ない。
	事務局	条例で地方自治法の上限を超えて罰則を設けることはできない。 罰則に関する情報を収集し、次の懇談会で改めてご意見をいただきたい。
	参加者	国の法令や他の自治体の条例に違反した事実のある事業者のリストは市で整備するのか。
	事務局	一自治体でリストを整備するのは極めて困難。国と連携し

		ながら効率的で効果的な仕組みを検討し構築していきたい。 参加者 既に太陽光パネルが設置されている場所もあるが、それらに条例は適用されるのか。 事務局 法的安定性などの理由により、施行日前の事業に条例は適用されないが、本市から事業者が条例を踏まえた事業とするよう働きかける。
4 その他	進行役	その他について参加者から何かあるか。 (特になし)
	進行役	事務局から何かあるか。
	事務局	資料 2 , 資料 3 について説明
5 閉会	事務局	次回は 9 月末頃を予定している。